

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊生環第350号

令和2年4月9日

古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）

令和2年4月1日、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「改正法」という。）が施行され、これとともに、既に制定されている古物営業法施行令及び古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号。）がいずれも施行された。

改正法（欠格事由の追加、公告による許可の取消し及び仮設店舗における営業の制限の緩和に関する規定を除く。）による改正の趣旨及び改正の要点は、別添警察庁通達「古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）（令和2年4月1日付け警察庁丙生企発第50号）のとおりであるので、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

※ 警察庁通達「古物営業法の一部を改正する法律の施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。